

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008 <u>沿革 令和2年9月4日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008</p>	
<p style="text-align: center;">第1章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲 (てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、この証券記載の前払輸入契約（以下「前払輸入契約」という。）に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなり、かつ、当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を当該前払輸入契約に基づき請求した場合において、次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款（<u>別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。</u>）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲 (てん補危険)</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者が、この証券記載の前払輸入契約（以下「前払輸入契約」という。）に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなり、かつ、当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料（以下「前払金」という。）の返還を当該前払輸入契約に基づき請求した場合において、次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	
<p style="text-align: center;">第3条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3条 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、保険価額（前払金の額をいう。以下同じ。）のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第10号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額)</p> <p>第4条 第2条の損失の額は、保険価額（前払金の額をいう。以下同じ。）のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第11号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。</p>	
<p style="text-align: center;">第5条～第9条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5条～第9条 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第4章～第9章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章～第9章 (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年10月1日から実施する。</u></p>		